

令和5年度 第1回知立市空家等対策協議会 会議録

1 日時

令和5年8月25日（金） 10時00分から11時10分まで

2 場所

知立市役所 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

会長：谷田真（名城大学理工学部建築学科 准教授）／副会長：村山智子（愛知県弁護士会 弁護士）／加藤友亀（愛知県宅地建物取引業協会 碧海支部）／川地浩司（愛知県土地家屋調査士会 岡崎支部）／稲垣憲一（愛知県建築士事務所協会 西三河支部）／桑原定雄（区長会代表）／足立達信（愛知県安城警察署 生活安全課長）／林郁夫（知立市長）

(2) 事務局

野村健人（建設部長）／柴田亮（建築課長）／建築課（岩元、國分）

4 欠席者

(1) 委員

なし

5 傍聴者

なし

6 次第

1 開 会

2 建設部長あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 市内の空家等の現状と対応状況 【資料1】

(3) 特定空家の現状と今後の対応について 【資料1】

(4) 空家対策特措法の改正について 【資料1】

(5) その他

5 閉 会

7 議事

① 開会 (10:00 開会)

建築課長

ただいまより「令和5年度第1回知立市空家等対策協議会」を開会いたします。私は、建設部建築課長の柴田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。現時点で、7名の委員に出席していただいておりますので、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項による委員の半数以上の出席者があり、会議の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

本協議会は、知立市審議会等の設置及び運営に関する取扱要綱第6条に基づき公開された会議となります。現時点ではお見えになりませんが、傍聴される方がお見えになることがありますことをご承知ください。

なお、本会議の会議録につきましては、個人情報にかかるとして、ホームページで公開させていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、事前に配布させていただきました資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

また、前回令和4年12月に開催しました本会議の会議録につきましては、事前に送らせていただいておりますので、こちらにつきましては内容を確認していただき、ちがうところとかがありましたら事務局の方へお知らせ下さい。

② 建設部長あいさつ

建築課長

それでは協議会開催にあたり建設部長の野村よりあいさつを申し上げます。

建設部長

<建設部長あいさつ>

③ 委員紹介

建築課長

続きまして、本日は新たな任期で初めての会議でございますので、協議会を構成する委員の皆様の紹介をさせていただきたいと思っております。

本来であれば自己紹介をお願いしたいところではございますが、限られた時間になりますので、私の方から委員の皆様を名簿順にご紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、名城大学工学部建築学科准教授の谷田様です。愛知県弁護士会の村山弁護士です。愛知県宅地建物取引業協会碧海支部の加藤様です。愛知県土地家屋調査士会岡崎支部の川地様です。愛知県建築士事務所協会西三河支部の稲垣様です。区長会代表の桑原様です。知立市長の

林です。愛知県安城警察署生活安全課長の足立様につきましては、後ほどの参加となりますので、よろしくお願いします。

④ 議 題

(1) 会長及び副会長の選任について

- 建築課長 それでは、議題に移ります。
議題(1) 会長及び副会長の選任についてでございますが、会長の選任について、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第3条第2項に委員の互選により定めるとあります。
会長の選任について、いかが取り計らいましょうか。宜しく願い致します。
- 加藤委員 前年度より、空家等対策計画にも精通されており、各地のまちづくりの施策の経験が豊富な「谷田委員」に会長をお願いしたらいかがでしょうか。
- 建築課長 ただいま加藤委員より、会長を「谷田委員」をお願いしたいとの発言がありましたがいかがでしょうか。ご異論がなければ拍手をお願いします。
〈拍手多数〉
拍手多数と認め「谷田委員」に会長をお願いしたいと思います。
谷田会長に一言ごあいさつを頂きまして、この後の議事の進行をお願いいたします。
- 会 長 〈会長あいさつ〉
それでは、最初に副会長を選任させていただきます。副会長は、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則に基づき、僭越ながら指名させていただきます。
では、副会長は「村山委員」をお願いしたいと思います。村山副会長よりしくお願いいたします。

(2) 市内の空家等の現状と対応状況

- 会 長 それでは議題に従いまして、議題(2)「市内の空家等の現状と対応状況」について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 〈議題(2)について説明(内容省略)〉
- 会 長 ただいまの説明にご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。
- 委員一同 特になし。
- 会 長 それでは、議題(2)「市内の空家等の現状と対応状況」は以上といたします。

(3) 特定空家等の現状と今後の対応について

議題(3)については個人情報を含むため非公開

(4) 空家対策特措法の改正について

会 長 それでは、議題(4)「空家対策特措法の改正について」事務局から説明をお願いします。

事務局 〈議題(4)について資料に基づいて説明(内容省略)〉

会 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればよろしく願います。

会 長 これは、こちら側の権限がより強くなるという事ですか。

事務局 そうですね。ほとんどができる規定なんです。例えば、ガス会社や電力会社から空家の情報をもらう事ができるとか。他には、空家の活用促進区域を定める事ができるなどがあります。また、各市町さんの采配にまかせますよというところがあるので、そういうところも今後、他市の動向を見ながら検討しなければいけないと考えています。

足立委員 知立市の空家等対策計画の中間見直しはあるのでしょうか。また、時期はまだでしょうか。

事務局 現在、中間見直しを考えていません。しかし、空家対策特措法が改正される中で資料1の11ページの位置づけのとおり当該計画の根拠方針として空家等対策の推進に関する特別措置法があり、改正されるという現状ですが、まだ、法律が完全に施行されていないので、この辺りが定まれば知立市空家等対策計画も改正していく方針でいます。これに伴い、中間見直しと言うよりも、随時と思っています。

会 長 それでは、議題(4)「空家対策特措法の改正について」は以上といたします。

(5) その他

会 長 議題「(5)その他について」最後になりますが、事務局から何か議案がありましたら説明をお願いします。

事務局 特定空家の今後についての時に申し上げましたが、次回(2回目)の空家対策協議会の話についてです。昨年度は、2回開催させていただきました。それは、指導から勧告になったためですが、今回は当面様子を見る方針になりましたので、このまま数ヶ月以内に除却をされれば、今年度は空家等対策協議会の開催は不要となり、次回の開催時期は未定とさせていただきます、事務局も動向を確認しながら、必要となれば皆様にお声がけをして、会を開催したいと思っています。

会 長 はい、承知しました。早く除却されると良いですね。
事務局 補足としてこの特定空家が無事除却されたら、その除却の旨を委員の
皆様に書面等でご報告させていただきます。除却されずに、次の措置に
ついて検討しなければならない状況になれば、また、時期を見てこの協
議会を招集させていただきます。時期については、建物の状況を見なが
らになります。所有者と直接事務局の方で接触した後に、その内容も
踏まえた形になると考えています。

会 長 ありがとうございます。
加藤委員 この特別措置法の改正について①から⑧までありますが、例えば、6ヶ
月以内の12月に施行されて、市の方もこれを踏まえて今年度やらない
としても、令和6年度の空家等対策協議会を開く中で、我々にも市の
方向性とか改正を伴った情報を貰えるのでしょうか。

事務局 現段階では、法律に基づいてどの様に条例等を改正していきたいとい
う市の案はありませんが、今後検討していきます。その中で、知立市空
家等対策計画を改正していく必要があります。その為、必然的に皆様に
諮っていく事になりますので、情報発信も検討案もお示しさせていた
だきたいと思っています。

会 長 ありがとうございます。その他よろしかったでしょうか。全体を通して、
何かご質問、ご意見等があればよろしくお願いします。
稲垣委員 今レベル4の空家が7件あって、その内の1件が特定空家という事
です。残りの6件が特定空家化しないように頑張っていたきたいです。

事務局 はい、分かりました。
林委員 そうですね。6件の中で特定空家になっていきそうな空家がどのくら
いあるでしょうか。

事務局 全て可能性があると言えばあります。
稲垣委員 今までこの6件も変わらずここにいますので、このままだとまずいと
思います。

会 長 この空家等対策計画で今まで私に関わってきた状況というのは、どち
らかと言うとネガティブという状況でありましたが、今後は今の状況
を、より良い環境にする事を考える計画も入ってくるという事ですか。
事務局 勿論です。プラスに考えると活用という話になると思いますが、そうい
う話も計画に入ってきます。

会 長 ぜひそのあたりの事も、この委員会で話し合い、もう少し明るい前向き
な提案ができれば活性化すると思います。そうなる事を願っています。

会 長 それでは、以上をもちまして「令和5年度第1回知立市空家等対策協議
会」を終了いたします。本日はありがとうございました。

(11:10 閉会)